

PILCH Victorian Bar Pro Bono Scheme インタビュー記録

2010年7月14日水曜午後2時から3時半過ぎまで、PILCHを訪問してインタビューを実施した。PILCHの訪問は今回で3回目である。今回のPILCH訪問は、Victorian Bar AssociationのPro Bono政策を伺うために行われた。インタビューに応じてくれたのは、Victorian Bar Pro Bono SchemeのManagerのMichael McKiterick氏。大阪を訪問したことがあるとのことで、非常に親切に質問に答えていただいた。

[PILCH Victorian Bar Pro Bono Scheme の概要]

最初、McKiterick氏はPILCHの概要について説明しようとしたが、私がすでにPILCHの概要については知っていると言げると、概要説明は省略となった。Victorian Bar Pro Bono SchemeはPILCHの5つのスキームの一つで、Pro Bono Barristerに協力を依頼し、公益法に関する事件の代理、弁護の協力を得ることを業務内容としている。

Legal Aidはほとんど刑事事件にしか扶助を行わないので、家族関係事件や難民法関係事件、ホームレス関連事件など、Legal Aidでカバーされない事件をPILCHが扱っている。PILCHは基本的に政治的には中立の立場だが、難民法関係事件などではどうしても政治的問題に関わらざるを得ないこともある。Commercial Mattersは扱わない。Pro Bono活動は、ホームレスや難民などのクライアントにとってはLast Resortなのであり、きちんとしたサービスが行われる必要がある。たとえば、Pensioner CaseはLegal Aidでカバーされないが、クライアント自身にとっては死活問題であり、PILCHが支援を行っている(この場合にはSSITというTribunalに申立を行う)。ホームレス関連事件は様々な領域にまたがる難件が多い。Residential Tenancy事件やInfringement MattersはVCATに申立をする。Parking FineやPublic Transportation Fineに関わる事件などはLegal AidもPrivate Law Officeも扱わないので、PILCHが対応することになる。ちなみにInfringement CaseはMagistrate CourtのなかにInfringement Courtが設けられていて、そこで処理される。

このような少額案件ばかりではBarristerの協力は容易に得られないのではないかと質問すると、PILCHに関する限り、比較的容易にBarristerの協力を得ることができているとのこと。特に、若手のBarristerが経験をj得るためにPro Bonoで多くの事案を引き受けてくれる。少額事件であっても、国際離婚など複雑な事案が多い。国内事件であっても連邦法と州法の関係、他州の法律との関係など事案は複雑にならざるを

得ない。このような事案も、経験を積むという目的からすれば、決して忌避されるようなものではない。ちなみに、基本的人権に関わる複雑な事案については、PILCH が設けている Human Rights Law Resource Centre が解決をサポートしている。一例を挙げると、妊娠している女性が拘置されている間に医療補助を受ける必要のある状態になったケースでクライアントのサポートを行ったことがある。

[質問用紙に基づく質疑応答]

1. Pro Bono の定義について

McKiterick 氏は、持論と断ったうえで、Pro Bono は広い概念であり、明確な定義にはなじまないとし、ただ基本的には無報酬での代理・弁護が Pro Bono のリーガルサービスであるとしている。成功報酬については微妙だが、政府などを相手に無報酬で代理を引き受け、勝訴後に一定の報酬を得るのは Pro Bono と言ってもよいのではないかと考えている。

2. Pro Bono は Legal Aid の代替物なのか

Pro Bono は Legal Aid の代替物などではない。Legal Aid の予算が減ったからと言って Pro Bono に依存するようになることは好ましくない(政府はしばしばそのような宣伝を行うけれども)。また、Legal Aid の報酬額が少なくなったからといって、Legal Aid の案件を受任することが Pro Bono と見なされる訳ではない。

3. Pro Bono へのインセンティブ付与について

VIC 州では政府関係の法的業務を請け負うためには年収の10%以上 Pro Bono 活動を行わなければならないという基準が設けられているが、このようなやり方は Pro Bono は自主的に行われるべきものという理念に反するのではないかと質問したところ、McKiterick 氏は、そのように理念にとられる必要はないとし、一定のインセンティブ付与は行われてよいという考えを示した。もっとも、このようなインセンティブ付与をすることで、嫌々ながら Pro Bono 活動を行う事務所が出てくる危険性はある。そのようなことになると、Pro Bono の法的サービスの質が下がり、クライアントに不利益がもたらされることになる。Victorian Bar Association では年間30時間の Pro Bono 活動を義務づけているが、同様な問題はある。

4. 利益相反の問題にはどのように対処しているか

事務所の弁護士がクライアントの企業や政府を相手に Pro Bono 活動を行う場合に、しばしば利益相反の問題が生じるのではないかと質問したところ、これは深刻な問題

だとのこと。大手事務所は利益相反を回避するためのデータベース等を備え、事前に利益相反が生じそうであれば事案を他の事務所に回送するといった措置をとることができるが、中小の事務所の場合には必ずしもそのような措置が徹底されておらず、Pro Bono 活動をやるのがクライアントの利益に反する結果となる場合が生じている。連邦は、明確に利益相反であると言えない場合には、連邦が Pro Bono 活動の相手方になっていることを理由として法律事務所に請負業務を与えることを拒否できないというガイドラインを作っているが、逆にこれが事務所に利益相反を強いる結果になっていないかという問題はあろうとのこと。

5. 臨床法学教育との連携は行われているか

PILCH ではたくさんの学生ボランティアが業務をサポートしてくれている。大学の臨床教育との関係では La Trobe 大学と提携して実習を行っているほか、Leo Cassen 研修所とも連携してPLTの修習生が経験を積む機会を提供している。このような臨床法学教育は Pro Bono 文化の育成にとって重要な役割を果たしている。

6. オーストラリアのプロボノ文化はますます発展するか

臨床法学教育が盛んになれば、Pro Bono 文化はさらに発展していくと考えている。日本でも同様な臨床法学教育が行われれば、Pro Bono は広く行われるようになるのではないか。

[Homeless Scheme について]

McKiterick 氏のご厚意で、Homeless Person's Legal Clinic の James Farrell 氏にもお話しを伺うことができた。Farrell 氏によれば、Homeless のスキームでは年間650件の相談を受け、150件について法的助言を行っているとのこと。この150件についてはさらに裁判を行うものもあり、また審判所でヒアリングを受けるものもある。Homeless の案件は必ずしも法的問題だけでは解決できないこともある。社会保険給付や医療などについては、1名ソーシャルワーカーがスタッフにおり、彼女のサポートによって医療や社会保険給付関係との連携を図っている。学生ボランティアはこのスキームでは必ずしも大きな役割を果たしてはいない(他のスキームでは大きな役割を果たしているのであるが)。